

事 務 連 絡
平成 2 1 年 9 月 1 日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長殿
各都道府県・政令指定都市・中核市社会福祉施設担当課長殿

消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課
消 費 者 庁 消 費 者 情 報 課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を頂きまして有難うございます。

さて、先般の閣議において平成 2 1 年 9 月 1 日に消費者庁が発足することが決定され、消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号）も同日付で施行されることとなりました。

同法においては、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、行政機関、地方公共団体においては、被害の拡大のおそれのある消費者事故等に関する情報を消費者庁長官に通知（生命・身体に関する重大事故等については直ちに通知）することとされています。

つきましては、貴職におかれまして、貴管下における社会福祉施設等の利用（居宅における福祉サービスの利用等を含む。）に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、担当部署間の連絡を密に図っていただき、消費者安全法第 12 条に基づき、消費者庁あて通知頂くようお願い申し上げます。通知にあたっては、別添資料をご参照ください。

また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知頂くようお願い申し上げます。

なお、消費者事故情報の取扱いについては、日頃から貴管下の社会福祉施設等とも連携し、当該施設等の利用において発生した消費者事故等についても適切な対応に努めていただきますようお願い申し上げます。

<消費者庁の情報通知・問い合わせ先>

(身体・生命に関する消費者事故等について)

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-9201 (直通)

FAX : 03-3507-9290 (直通)

E-mail : i.syouhisya.anzen@cao.go.jp (情報通知)

koichi.tsujino@cao.go.jp (問い合わせ)

(財産に関する消費者事故等について)

消費者庁消費者情報課

TEL : 03-3507-9179 (直通)

FAX : 03-3507-9285 (直通)

E-mail : i.syouhisya.zaisan@cao.go.jp (情報通知)

katsuhide.hiura@cao.go.jp (問い合わせ)

<厚生労働省の情報通知先>

・児童福祉施設等について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

TEL : 03-3595-2491 (直通)

FAX : 03-3595-2668 (直通)

E-mail : ootsu-akio@mhlw.go.jp

・保護施設等について

厚生労働省社会・援護局保護課

TEL : 03-3595-2613 (直通)

FAX : 03-3592-5934 (直通)

E-mail : sakurai-takuma@mhlw.go.jp

・隣保館、生活館等について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

TEL : 03-3595-2615 (直通)

FAX : 03-3592-1459 (直通)

E-mail : kobabayashi-kenji@mhlw.go.jp

・ 障害福祉施設等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL：０３－３５９５－２３８９（直通）

FAX：０３－３５０２－０８９２（直通）

E-mail：agawa-mitsuru@mhlw.go.jp

・ 介護・老人福祉施設等について

厚生労働省老健局総務課

TEL：０３－３５９１－０９５４（直通）

FAX：０３－３５０３－２７４０（直通）

E-mail：satou-yasuhiko@mhlw.go.jp

< 添付資料 >

資料１：消費者事故情報の通知の運用マニュアル（案）

資料２：消費者事故情報通知様式

資料３：消費者事故情報通知様式による通知の仕方

資料４：消費者安全法の解釈に関する考え方

資料５：消費者庁創設に係るFAQ